

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中小企業等経営強化法第52条第4項	先端設備等導入計画の認定	ものづくり推進課

1 審査基準は、中小企業等経営強化法第52条第4項に基づき、次のとおりとする。

(1) 実施しようとする先端設備等導入に関する、先端設備等の種類、導入時期内容、導入に必要な資金の額及び調達方法が記載された計画が、次のいずれにも適合していること。

ア 当該先端設備等導入計画が基本方針及び盛岡市の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

イ 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 標準処理時間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。